

東北農政局長賞受賞

～危機感を原動力に～ やる気・元気・活気のむらづくり

受賞者 あし はらち いき すいしんきょうぎ かい
芦ノ原地域おこし推進協議会
ふくしまけんみなみあいづぐんしもごうまち
(福島県南会津郡下郷町)

■ 地域の沿革と概要

下郷町は、福島県会津地方の南部に位置し、約317km²の広大な面積を有している。周囲には1,000m以上の山岳がそびえ、町の中央を貫流する阿賀川(大川)や景勝地「塔のへつり※¹」に加え、世界的にも有名な「大内宿※²」などの観光資源があり、休日や行楽シーズンには関東方面等から訪れる多くの観光客で賑わいをみせる。

第1図 位置図



■ むらづくりの概要

1. 地区の特色

芦ノ原集落(以下「集落」という。)は下郷町の東部に位置し、国道118号と鶴沼川つるぬまがわに沿って形成されている。集落には多くの棚田のほか、多数の寺社仏閣など、豊かな自然と歴史がある。

平成26年4月現在、61戸202名からなり、農家数47戸(うち販売農家数22戸)で農業就業者の平均年齢は69歳となっている。水稲の作付面積は13ha、自給野菜や直売用、JA出荷用野菜が13haほど作付されている。(平成26年6月現在。)

第1表 地域の概要

別添2(第1表 様式)

事項	内容
地区の規模	大字単位の集団等
地区の性格	地縁的な集団等
農家率 (内訳)	42.0% 総世帯数 2,103戸 総農家数 884戸
専業別農家数 (内訳)	専業農家 161戸 1種兼業農家 55戸 2種兼業農家 362戸
農用地の状況 (内訳)	総土地面積 ※ 31,709ha 耕地面積 1,190ha 田 671ha 畑 522ha 耕地率 3.8% 農家一戸当たり耕地面積 1.3ha

H22下郷町の数値

※ 境界一部未定のため参考値

※1 塔のへつり

福島県南会津郡下郷町弥五島にある景勝地。全長200mにわたって大規模な奇岩が整列している河食地形の奇形を呈する好例として、国の天然記念物に指定されている。

※2 大内宿

福島県南会津郡下郷町大字大内にある旧宿場。重要伝統的建造物群保存地区として選定されており、年間約100万人以上の観光客が訪れ賑わいを見せている。

2. むらづくりの基本的特徴

(1) むらづくりの動機、背景

ア 積極的な整備体制の取り組みと集落の危機感

芦ノ原区（以下「区」という。）は国道118号と鶴沼川沿いにあり、周囲を山に囲まれている。昭和50年代から基盤整備事業、平成13年度から中山間地域等直接支払制度に組み込み、農地の整備や維持管理、多面的機能の維持など地域力再生活動に取り組んだが、農業従事者の高齢化や後継者不足、兼業化の進行により年々耕作放棄地が増加していた。

平成17年度、農業生産基盤の維持や農村の景観保全等を目的に、中山間集落協定を締結した47戸で「芦ノ原集落営農改善団体」を設立し、地域全体で支え合う集落営農体制を構築した。これを契機に総会などで農業のあり方や経営の見直し、遊休農地の発生防止と農地の有効活用、高齢者や女性労働力の有効活用等、区の活性化について住民による話し合いが行われるようになった。

また、平成20年に下郷町と県中・県南地方を結ぶ国道289号線が開通し、区内を走る国道118号線を往来する車の量が激減した。このため、昭和25年には75戸あった世帯も平成20年4月には61戸まで減少し、活気も失われつつあったことから「このままでは、集落が無くなる。」という危機感が強まり、住民によるむらづくりに関する議論がより一層活発に交わされるようになった。

イ むらづくりについての合意形成の過程とその内容

山間部分からの耕作放棄地の増加、後継者の農業離れが進

む中で、住民が区の将来をどう考えているか等について、20歳以上の区民全員を対象にアンケートを実施した。その結果、棚田を活用しながら、独自の村づくりをどう進めていくかが大きな課題であり、解決策として村づくりに特化した団体の設立が必要であるとの意見が寄せられた。

平成22年に福島県の地域づくりを支援する制度である「地域づくり総合支援事業」（以下「サポート事業」という）に取り組み、区長や歴代区長、婦人会や青年会など各団体の代表者で組織する「村づくり検討委員会」が設置され、課題と解決策について話し合いが行われた。「村づくり検討委員会」は、「下郷町芦ノ原地域おこし計画策定委員会」と名称を変更し、さらなる話し合いを重ね、平成23年に具体的な計画が盛り込まれた「芦ノ原地域おこし計画」（以下「計画」という。）を策定した。

ウ 現在に至るまでの経過

計画は、平成18年のアンケート結果や各種会議の意見を基に指針を決定し、目標を「みんなが元気で楽しく生きる集落」とした。

計画の円滑な実行のため、平成23年6月に「下郷町芦ノ原地域おこし計画策定委員会」のメンバーで、「芦ノ原地域おこし推進協議会」（以下「協議会」という。）を設立し、区内での合意形成を図りむらづくりに向けた具体的な活動を展開している。

活動の目的は、住民同士の交流や集落外の人たちとの交流を活発化することにより、自分たちが元気になり、魅力ある村づくりを図るものである。そのため、地域の伝統や習慣、地域資源を再度見つめ直し、それらを活用する方策を検討し、区の住民全員で取り組むこととしている。

（2）むらづくりの推進体制

ア 当該団体等の組織体制、構成員の状況

協議会は、区長や歴代区長、各団体の代表者を構成員とし、計画の実行と実施事業の評価及び検証を行う役割を担っている。また、事業の進め方や計画に基づく新たな事業の提案、更には各団体からの意見の集約や議論を行い、団体間の橋渡し等、様々な活動における中心組織となっている。

協議会で計画した各事業は、非農家を含む全員が参加できるように全区民を対象とし、性別や年齢に応じた役割分担を明

確にしながら活動している。

イ 連携してむらづくりを行う他の団体及び行政との関係

① 県立会津大学短期大学部

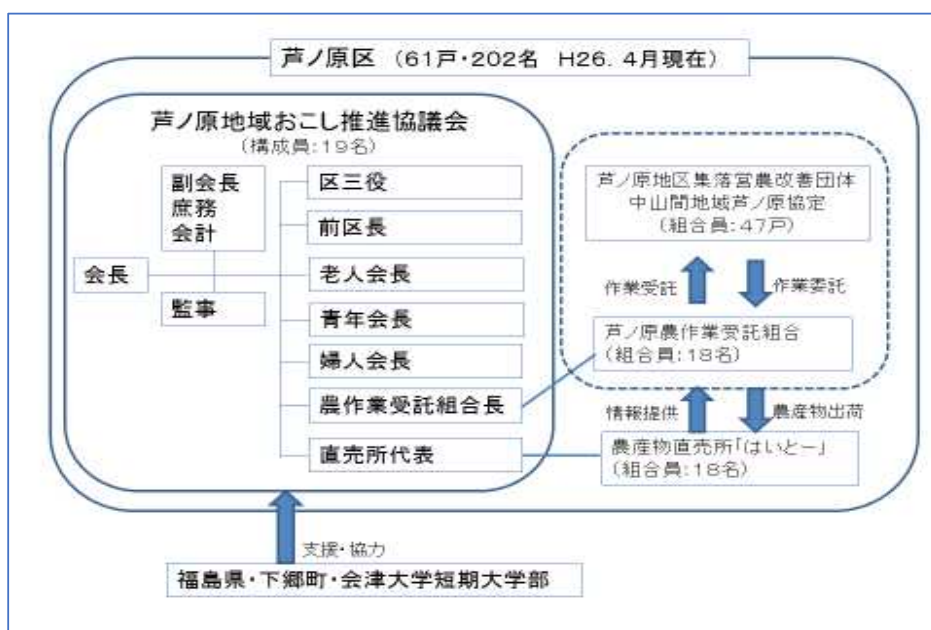
協議会では、計画の策定に当たり平成22年から、県立会津大学短期大学部(以下「短期大学部」という。)の支援を受け教授を講師に招いた集落講演会の開催や、県のワーキングホリデー事業を開催している。短期大学部の学生にも参画してもらい、地域活性化策について議論を交わした。また、集落内で開催した学生の事業成果発表会では、区の長所や問題点、その改善策等を学生から提示してもらい、集落の素晴らしさを再認識し、むらづくりに取り組む原動力となった。

② 行政

協議会では、平成22年度から福島県の支援のもと、サポート事業に取り組み、村づくり活動を整理・前進させた。

また、計画の実行に当たり、平成23年度に町のグリーンツーリズム推進事業補助金を活用し、町が行う首都圏等での観光PRに、棚田オーナー募集のチラシを配布してもらうなど、連携を密にしている。

第2図 むらづくり推進体制図



■ むらづくりの特色と優秀性

1. むらづくりの性格

協議会では、交通網の変化により区が一早く抱いた少子高齢化や過疎化への危機感に対し、独自に地域活性化に取り組むべく、区内の合意形成を図り積極的かつ主体的に活動を行っている。

協議会は、組織力が強く何事についても区民全体で積極的に取り組んでおり、地域を守る核としてなくてはならないものになっている。その取組は、他の集落の模範となっており、下郷町の活性化にも寄与している。

2. 農業生産面における特徴

(1) 農林漁業生産、流通面の取り組み状況

ア 芦ノ原直売所「はいとー」の建設

集落の念願であった直売所施設の建設に取り組み、平成24年4月、集落の中央に「はいとー」（以下「直売所」という。）をオープンさせた。店名の「はいとー」は、地元の方言「入りますよ」に由来しており、親しみやすく気軽に入ってもらえるようにとの願いを込めて名付けられた。

協議会ではオープンに向けた準備支援、販売促進会議や農薬適正使用のための指導会などを開催し、販売促進や安全・安心な農作物の販売に努めた。5月から11月までの毎週土日と祝祭日の限られた営業時間ではあるが、売上額は毎年増加※³している。

地元住民であれば誰でも出荷することが出来、客からは新鮮な野菜の購入と区民との交流が楽しめると評判になっており、県内外から多数の買い物客が訪れ賑わいをみせている。地元農業者が自分で育てた農作物を自



ら販売し、収入を得る事で農業生産への意欲が高まっている。

※³ 売上の推移（平成23年までは軽トラ・テント販売）

年度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
販売額(千円)	650	1,200	1,539	1,585	1,693

イ 棚田オーナー制度による地域の活性化

協議会では、計画に基づき平成23年度から、耕作放棄地の解消も視野に入れ、都市住民等に農業体験を提供する棚田オーナー制度を開始した。オーナーは、区民と交流しながら、棚田での米作りなど年7回農業体験ができる。



写真2 棚田オーナーとの交流会

平成23年度には、震災の影響もあり一般の受け入れを中止したが、短期大学の学生を受入れ、オーナー受け入れ時の課題や解決策について検討を行った。

オーナー制度では、単に農作業体験を行うだけではなく、集落内の棚田の再生や様々な交流活動も実施し、好評を得ている。平成24年度から3年連続で参加するオーナーがいるなど、活動は徐々に定着しており、体験活動前日から来町するオーナーには、町内の温泉や宿泊施設を斡旋するなど、区のみならず町の活性化にもつながっている。

ウ 農作業受託組合と連携した農業の振興

協議会では、区内の若手18名で構成している芦ノ原農作業受託組合（以下「組合」という。）を構成員として加え、農作業計画等の策定に当たってきた。組合が全てを受託するのではなく、区の住民ができる範囲で農作業に携わることを可能にする仕組みを構築した。

また、協議会では旧分校を利用しライスセンターを整備したり大型農機具の共同購入を行っている。これらを共同利用することで、組合員は、田植え機やコンバイン等の高額な農機具を個別に購入する必要がなくなり、安心して農作業に取り組むことができる。組合では、稲作が困難となった高齢者や男手のいない世帯の田植えや稲刈りを引き受けており、区の高齢者にとっては、重労働から解放されるうえに、先祖から受け継いだ水田を荒らす心配がなくなった。

委託側、受託側双方に恩恵をもたらす取組は、住民ニーズにマッチしており、組合の水稲受託面積は、平成26年度は区内の水稲作付面積の約6割を占めており、今後も増加が見込

まれている。

(2) 今後の農林漁業生産、流通面の取り組み予定

現在、協議会を中心に担い手である組合も法人化など組織強化に向けた具体的な話し合いを進めている。また、中山間地域という土地柄を活用した、多種多品目の農産物の生産や菜の花、コスモスなどの景観形成作物の栽培に至る幅広い取り組みを通し、耕作放棄地の解消を目指している。

また、直売所設置に伴う都市住民との交流により、消費者ニーズに合った農産物の生産に向けた意識も高まっており、協議会では情報の共有化を図り、農業者への栽培講習会を開催するなど、よりニーズの高い農産物の生産と販売面のサポート支援を実施することとしている。

3. 生活・環境整備面における特徴

(1) 環境整備活動（地域自然の保存と活用）

区ではクマやシカによる食害やイノシシの踏み荒らしなどによる鳥獣被害も深刻な問題となっていた。協議会では、平成25年度から草刈りを中心とした大規模な緩衝帯の整備を行っている。時には棚田オーナー制度の活動内容にも盛り込みながら、協議会では年間1haずつ緩衝帯の整備を進めており、今後も継続していく予定である。

緩衝帯の整備は、農作物被害の減少や集落内を見渡す景観形成の役目も担っており、今後、集落内におけるウォーキングイベント等での活用も視野に入れている。

また、棚田の景観をより良くするため、棚田法面に防草シートを敷き、雑草の成長を抑制しながらイワダレ草など地被植物(グランドカバープランツ)の植栽・管理にも取り組んでいる。条件が悪く作物栽培に適さない農地は、棚田オーナーと協力して環境保全や野生生物保護のためのビオトープとして再生・活用しており、ホタルやトンボの個体数の増加も見られる。

(2) 神社、仏閣等の整備、活用と地域伝統行事の継承

集落には、多数の寺社や仏閣が存在するが、整備が行き届かず住民でさえ長年訪れていない状況にあった。協議会では、その歴史やいわれを後世に伝えるため、集落の子供たちと一緒に、神社に続く道や歴史的景観を持つ箇所を整備し、大小18基の説明板を設置した。これらの活動が、子供たちの歴史や風土を学ぶ機会となり、地域への愛着が生まれ、将来的には定住にも繋がっていく事を期待している。



写真3 説明板の設置

また、かつて祭礼時等に行われていた神楽や獅子舞が途絶えていたため、サポート事業を活用し、獅子の修繕や神楽の講師を他の地域から招くなどして、平成24年1月に伝統行事を復活させた。

さらに、平成25年1月からイベントの少ない冬期間に、雪まつりを開催し、更なる交流人口の増加を目指している。年々、規模が拡大しており、参加者も増加している。

(3) 女性・高齢者の活躍

協議会の活動には、女性や後継者が率先して参加しており、地域の若者へのよい刺激となっている。

直売所では、農業や調理について、知識が豊富な女性や高齢者が積極的に買い物客と交流し、野菜の調理方法や旬の説明などを行っている。

女性や高齢者が協議会の活動により、農作物の生産や加工に取り組む機会が増え、活動を通じて区に貢献しているという実感が沸くようになり、協議会の活動は生きがいづくりの場の提供として大きな役割を担っている。